

広島県告示第三百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十三年四月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三原本郷線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三原市小坂町二三四番二地先から 三原市小坂町二七一番一 地先まで	旧	三・七〇 六・五〇	一〇〇・五〇	
三原市小坂町二三四番二地先から 三原市小坂町二七一番一 地先まで	新	三・七〇 六・五〇	一〇〇・五〇	ダブルウェイ
三原市小坂町二三四番二地先から 三原市小坂町二七一番一 地先まで		一〇・五〇 二九・〇〇	一〇八・五〇	